平成２９年（フ）第９号
群馬県伊勢崎市曲沢町87番地　グラントレックⅡ101
債務者　越沢　洋一
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１０号
群馬県伊勢崎市曲沢町87番地　グラントレックⅡ101
債務者　越沢　和子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２４８号
群馬県安中市原市2022番地９
債務者　佐々木一也
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１４号
群馬県富岡市七日市533番地３　サニーパレスＢ201
債務者　大塚　直樹
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１６号
静岡県御殿場市中山800番地の１
債務者　齋藤　　博
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２４号
静岡県沼津市吉田町８番21号　渡辺アパート３号
債務者　長谷川香織
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第９６３号
京都市右京区梅津徳丸町６番地６
債務者　石田　　明
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７６号
京都市西京区大枝沓掛町９番地３　藤和ライブタウン洛西302号
債務者　藤松　正章
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８５号
京都市山科区厨子奥若林町42番地　吉兆荘15号
債務者　松本タクシーこと　松本　　宏
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２１号
京都市南区東九条南烏丸町35番地の６　南烏丸市営住宅２棟969号
債務者　森田　明夫
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
京都市山科区西野山中臣町26番地139
債務者　山本　　久
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１５号
大阪府富田林市若松町西１丁目1846番地３（202）
債務者　安村　浩之
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
堺市北区東雲東町３丁５番32号　クレールしののめ103号
債務者　武知　義秀
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
堺市北区東雲東町３丁５番32号　クレールしののめ103号
債務者　武知　志乃
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
堺市中区深井中町311番地４　２棟209号
債務者　沙魚川治代
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４８号
堺市西区上野芝町８丁22番５号　（１号地）
債務者　川畑　英典
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５６号
大阪府羽曳野市島泉７丁目11番12号
債務者　林　　伸一
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係